

○ 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十一条 削除</p>	<p>（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例）</p> <p>第十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定刑事施設（刑事施設のうち、当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件に該当するものをいう。以下この条及び別表第一号において同じ。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該特定刑事施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定刑事施設の長は、当該特定刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下この条において「管轄矯正管区長」という。）の登録を受けた法人（当該構造</p>

改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に、当該特定刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における事務のうち、次に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。

一 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第一項の規定によるものを含む。第四号において同じ。）、写真の撮影並びに指紋の採取の実施

二 受刑者の分類のための調査の実施

三 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）

四 被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施（第一号に掲げるものを除く。）

五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施

六 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助

七 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）

- 八 被收容者が收容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施
- 九 被收容者の領置物（金銭を除く。）の保管
- 十 その他前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務
- 2 前項の登録は、法務省令で定めるところにより、委託を受けて同項各号に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。
- 3 管轄矯正管区長は、前項の規定による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。
- 一 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。
- 二 第六項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
- 三 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第五項において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第八項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

4| 特定刑事施設の長は、第一項の規定による委託をしたときは、その委託を受けた法人（以下この条において「受託者」という。）に対し、当該委託に係る事務（当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下この条において「委託事務」という。）の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。

5| 特定刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者（受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）が、第七項若しくは第八項の規定に違反し、前項の規定により特定刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6| 管轄矯正管区長は、第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一| 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。

二| 第三項第一号又は第三号のいずれかに該当しないこととなった

とき。

三 この条の規定若しくはこれに基づく命令又は前項の規定による指示に違反したとき。

7 受託者は、第三項第三号イからハまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 委託事務従事者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

10 前各項に定めるもののほか、委託事務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

11 第八項の規定に違反して委託事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（削除）

第十一条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定刑事施設（刑事施設のうち、その施設内に国が開設した病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）の管理を公的医療機関開設者等（当該地方公共団体又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定める者であつて当該地方公共団体が指定するものをいう。以下この条において同じ。）に行わせることが当該特定刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における被收容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。以下この項及

び別表第一号の二において同じ。)が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該特定刑事施設の建物の一部、設備、器械及び器具(以下この項において「診療設備等」という。)が被收容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該特定刑事施設内の病院等の管理を行わせるとともに、被收容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該特定刑事施設の診療設備等を被收容者以外の者の診療のために利用させることができる。

2| 法務大臣は、前項の委託に係る病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

3| 第一項の委託に係る病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(医療法等の特例)

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法(健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七

(医療法等の特例)

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法(健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七

十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)をいう。第八項において同じ。)、による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであつて、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療(以下この条において「高度医療」という。)

()の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事(診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

一〇三 (略)

二〇八 (略)

十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)をいう。第八項において同じ。)、による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであつて、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療(以下この条において「高度医療」という。)

()の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事(診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

一〇三 (略)

二〇八 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校(学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。)及び社会教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。)(以下この条において「学校等」という。)の校舎その他の施設(以下この条及び別表第十九号において「学校等施設」という。)並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下この項において単に「公の施設」という。)の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用(学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外のために使用することを含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校(学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下この条において同じ。)の校舎その他の施設(以下この条及び別表第十九号において「学校施設」という。)及び当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下この項において単に「公の施設」という。)の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校施設及び公の施設の一体的な利用(学校施設を学校教育の目的以外のために使用することを含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第二十八条の規定は、適用しない。

二十八条の規定は、適用しない。

2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長）又は」と、「教育委員会を」とあるのは「教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）を」と、同令第二条第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方

2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長が管理する同項の学校施設にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

「公共団体の長」とする。

別表（第二条関係）

十九	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	第二十九条	(略)	番号	事業の名称	関係条項
				一	削除	第十一条
				二	(略)	(略)

別表（第二条関係）

十九	地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	第二十九条	(略)	番号	事業の名称	関係条項
				一	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業	第十一条
				一の二	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業	第十一条の二
				二	(略)	(略)

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不動産登記法等の特例）</p> <p>第三十三条の二（略）</p> <p>（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例）</p> <p>第三十三条の三 法務大臣は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下この項において「刑事収容施設法」という。）第三条に規定する刑事施設並びに刑事収容施設法第二百八十七条第一項の規定によりこれに附置された労役場及び監置場（以下この項において「刑事施設等」という。）の運営に関する業務のうちに掲げるものであつて、当該刑事施設等の被収容者等（刑事収容施設法第二条第一号、第七十四条第二項、第二百八十八条及び第二百八十九条第一項に規定する被収容者、刑事施設にとどまる者、労役場留置者及び監置場留置者をいう。以下この項において同じ。）の犯罪的傾向その他の事情を勘案し、当該業務を民間事業者を実施させることとしても当該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p>	<p>（不動産登記法等の特例）</p> <p>第三十三条の二（略）</p> <p>（新設）</p>

一 刑事収容施設法第三十四条第一項（刑事収容施設法第七十四条第二項、第二百八十八条及び第二百八十九条第一項（以下この項において「滞留者等関係規定」）と総称する。）において準用する場合を含む。）の規定による検査（写真の撮影及び指紋の採取並びにこれらに準ずるものとして政令で定める検査に限る。）の実施に係る業務

二 刑事収容施設法第四十四条（滞留者等関係規定において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による検査（刑事収容施設法第三十三条第一項第五号に規定する書籍等（以下この号において単に「書籍等」という。）の内容に係るものを除く。）の実施及び刑事収容施設法第七十条第一項（滞留者等関係規定において準用する場合を含む。）の規定により書籍等の閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するための刑事収容施設法第四十条の規定による書籍等の内容に係る検査の補助に係る業務

三 刑事収容施設法第四十七条第一項、第四十八条第五項及び第五十二条（これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。）並びに第三百三十二条第三項及び第四項並びに第三百三十三条（これらの規定を刑事収容施設法第三百三十六条（刑事収容施設法第四十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第三百三十八条（刑事収容施設法第二百八十九条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第十二号において同じ。）、第四百一条、第四百十二条、第四百十四条（刑事収容施設法第七十四条第二項にお

- いて準用する場合を含む。同号において同じ。）、第二百八十八
条及び第二百八十九条第三項（同条第五項において準用する場合
を含む。同号において同じ。）（以下この項において「未決拘禁
者等関係規定」と総称する。）において準用する場合を含む。）
の規定による物品その他の物の引渡しの実施に係る業務
- 四 刑事収容施設法第四十七条第二項及び第四十八条第四項（これ
らの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。）の
規定により領置することとされた物品の保管に係る業務
- 五 刑事収容施設法第六十一条第一項及び第六十六条第五項（これ
らの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。）の
規定による健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第
一項の規定によるものを含む。）の実施に係る業務
- 六 刑事収容施設法第七十三条第一項（滞留者等関係規定において
準用する場合を含む。）の目的を達成するための被收容者等の行
動の監視及び刑事施設等の警備（いずれも被收容者等の行動の制
止その他の被收容者等に対する有形力の行使を伴うものを除く。
）に係る業務
- 七 刑事収容施設法第七十五条第一項及び第百五十四条第二項（こ
れらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。）
の規定による検査（身体に係るものを除く。）の実施並びにこれ
らの規定により取り上げられた所持品の一時保管に係る業務
- 八 刑事収容施設法第八十四条第一項（刑事収容施設法第二百八十

- 八条において準用する場合を含む。）に規定する作業に関する技術上の指導監督の実施に係る業務（第十一号に掲げる業務を除く。）。
- 九 刑事収容施設法第八十四条第三項に規定する調査の実施に係る業務
- 十 刑事収容施設法第八十五条第一項、第三百三条第一項及び第四百四条の規定による指導（講習、面接その他これらに類する方法によるものに限る。）の実施に係る業務
- 十一 刑事収容施設法第九十四条第二項に規定する訓練の実施に係る業務
- 十二 刑事収容施設法第二百二十七条第一項（刑事収容施設法第四百四条、第二百八十八条及び第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条（未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項（刑事収容施設法第三百三十八条及び第四百四十二条において準用する場合並びに刑事収容施設法第四百四十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四百四十条第一項の規定による検査の補助（当該検査の補助として信書の内容を確認する者がその信書を発受する個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）に係る業務
- 十三 刑事収容施設法第三百三十二条第一項及び第二項並びに第三百三十三条（これらの規定を未決拘禁者等関係規定において準用する

- 場合を含む。)の規定による保管及び複製の作成に係る業務
- 2| 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
- 一| その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができ、知識及び能力を有していること。
- 二| 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。
- 三| その他法務省令で定める要件に適合するものであること。
- 3| 公共サービス実施民間事業者は、第十条第一号から第四号までのいずれかに該当する者を特定業務に従事させてはならない。
- 4| 法務大臣は、公共サービス実施民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一| 第二項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- 二| 前項の規定に違反したとき。
- 三| 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 四| 第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。
- 5| 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業

者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

6 法務大臣は、公共サービス実施民間事業者が第四項第二号に該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

7 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	税率
	税率		
<p>一〇六十一（略）</p>	<p>一〇六十一（略）</p>	<p>一〇六十一（略）</p>	<p>一〇六十一（略）</p>
<p>六十二 削除</p>	<p>六十二 特定刑事施設に係る事業者の登録</p>	<p>六十二 特定刑事施設に係る事業者の登録</p>	<p>六十二 特定刑事施設に係る事業者の登録</p>
<p>六十三〇百五十九（略）</p>	<p>構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条第一項（特定刑事施設に係る事業者の登録）の登録</p>	登録件数	一件につき
		五万円	